

パソコンボランティア八幡会則

第1条（名称）本会の名称は「パソコンボランティア八幡」（略称「パソボラ八幡」）とする。

第2条（事務所）本会の事務所は、会長自宅《京都府八幡市八幡三本橋 18-145》を事務所とする。

第3条（目的）

本会は会員の自発的なボランティア精神に基づく非営利団体である。特定の政治・思想・宗教その他にとらわれることなく、パソコンなどの機器を利用することによりコミュニケーションを広げ、社会へ積極的な参加を行えるように支援することを目的とする。また、パソコン機器などを使って豊かで幸福な生活を達成するための支援を目的とする。

第4条（活動）

第3条の目的を達成するため、主に次の活動を行う。

1. パソコンの可能性についての啓蒙活動
2. パソコンの導入と利用のサポート
3. パソコンボランティアに関する勉強会
4. パソコンボランティアの育成 5. その他目的達成に必要な活動

第5条（会員）

1. 本会の会員は、第3条の目的に賛同し入会を希望するものであって、「パソボラ八幡会員申込書」（様式1）により会員登録され、所定の会費を納めるものとする。会員の更新は毎年3月に、4月より継続会員とする。
2. 1月から3月の入会希望者は、準会員として入会する。「入会申込書」（様式1）を提出する。準会員は「ボランティア保険」には加入できないが、他は会員と同様とする。4月より会員を希望する準会員は3月に、継続手続きができる。
3. 退会するときは文書またはメールで退会届を提出す。
4. 会員の資格の喪失 1) 退会届を提出した時 2) 本人が死亡した時 3) 正当な理由なく会費を1年間滞納した場合

第6条（役員）

会長1名・副会長1名・書記1名・総務2名・会計1名・会計監査1名・幹事若干名必要な役割担当をその都度分担して任務する。

第7条（選任および職務）

役員は会員の中から選出する。役員会で検討し会員に諮り決定する。役員は本会の活動を執行する。会長は本会を代表し会務を統括する。副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。書記は書記事務を担当、総務は印刷文書の管理や会計の補助任務を担当・会計は会計事務を担当、会計監査は会計を監査する。幹事は運営をスムーズに行う為の助言・サポートをする。

第8条（任期）

役員の任期は1年とし、再任は妨げない。中途退任等により役員の構成に欠員を生じた場合は、役員会で検討し会員に諮り決定する。補欠で選任された役員の任期は、その前任者の任期と同一とする。

第9条（会議）

会議は、総会、臨時総会および役員会、および運営委員会とする。総会は、（年度初め適切な時期）年1回4月に開催する。臨時総会、役員会は、必要に応じて開催できる。運営委員会は定期的に月1回実施し運営の円滑を諮る。

第10条（招集）

臨時総会、役員会、運営委員会は会員内で必要を生じたときに召集する。

第11条（議決）

総会の議決は、出席者の過半数の賛成によって決定する。

第12条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第13条（会費）

1. 本会の活動に必要な経費は、会費その他の収入をもって当てる。
2. 4月から9月までに入会した場合1000円、10月から12月までに入会した場合は600円とする。
3. 準会員からは会費を徴収しない。
4. 納入した会費は返金しない。

第14条（禁止事項）

本会は個人の思想信条にかかわる行為は尊重するが、会内や会を利用した宗教活動・政治活動・営業活動などはこれを一切禁止する。

第15条（各勉強会のサポートについて）

会員がパソコンのサポートを依頼し、会員所有のパソコンをサポート者が操作した後、不具合が生じても、サポート者及びパソボラ八幡はその責任を負わない。
ただし、不具合解消の努力は行う。

第16条（その他）

本会の目的を遂行するために必要な重要事項については、総会（臨時総会）で決定する。ただし、緊急を要し本会の目的遂行に支障があると認められるときは、役員会・運営委員会を開催し決定を行い対処し、その後総会（臨時総会）での事後容認によることもできる。

追加改変記録

この会則は2005年4月1日より施行する。

この会則は2008年4月1日付けで一部追加改変した。

この会則は2010年11月2日付けで一部追加改変した。

この会則は2013年6月29日付けで一部追加改変した。

この会則は2016年で一部追加改変した。

この会則は2023年4月日付で改変しました。